

訪問（介護予防訪問）リハビリテーション重要事項説明書

1. 施設の概要

（１）施設の名称等

- | | |
|-----------|--|
| ・施設名 | 介護老人保健施設 白鷹あゆみの園 訪問（介護予防）
リハビリテーション |
| ・開設年月日 | 平成16年7月1日 |
| ・所在地 | 山形県西置賜郡白鷹町大字十王5087番地1 |
| ・電話番号 | 0238-85-5678
(通所直通) 85-6300 |
| ・ファックス番号 | 0238-85-6888 |
| ・管理者名 | 施設長 齋藤 聡 |
| ・介護保険指定番号 | 0672700275 |

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

〔介護老人保健施設の目的〕

介護老人保健施設は、介護保険法令に従い、医学的管理の下での看護・介護や機能訓練を行います。また、専門的な医療を除く一般的な医療と日常生活上の世話などの介護保険施設サービスを提供します。それらにより利用者が家庭や地域で利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるように支援します。

この目的に沿って、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解頂いたうえで、ご利用ください。

〔介護老人保健施設 白鷹あゆみの園の運営方針〕

- ① 当施設では、訪問（介護予防訪問含む）リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、その他リハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者および関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ③ 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「生き生き」と「充実」して過ごすことができるようなサービスの提供に努めます。
- ④ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、療養上必要な事項について理解しやすいように指導または説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施します。
- ⑤ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイ

ドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者または家族、あるいは身元保証人の了解を得たうえで行います。

(3) 訪問（介護予防訪問含む）リハビリテーションサービスにおける施設の職員体制（令和8年4月1日現在）

- ① 管理者（兼務） 1名
- ② 医師（兼務） 1名
- ③ 作業療法士（兼務） 3名
- ④ 事務員（兼務） 1名

2. サービスの内容

- (1) 訪問（介護予防訪問含む）リハビリテーションサービス計画の立案
- (2) リハビリテーションの実施
- (3) 相談援助サービス

上記サービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、別途ご相談させていただきます。

3. サービスの利用料金およびお支払方法

(1) 利用料金

別紙「白鷹あゆみの園訪問サービスリハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション利用料金表」のとおりとなります。

(2) 支払方法

毎月15日までに前月分の利用料金の請求書を発行し、その月の20日に「きらやか銀行」からの口座から引落としとなります。お支払確認後、領収書を発行します。なお、領収書の再発行はしません。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応していただくようお願いしています。

協力医療機関	
名 称	白鷹町立病院
住 所	山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲501
電話番号	0238-85-2155
協力歯科医療機関	
名 称	佐藤歯科医院
住 所	山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1018
電話番号	0238-85-2422

5. 要望および苦情等の受付

当施設の提供する訪問（介護予防訪問含む）リハビリテーションサービスに対しての

要望又は苦情などは支援相談員又は担当職員にお気軽に申しつけてください。

また、当施設における備え付けの用紙で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函しても構いませんのでご利用ください。

電話 0238-85-5678 作業療法士：守谷優子

6. 事故発生時の対応

当施設の提供する訪問（介護予防訪問含む）リハビリテーションサービスにより事故が発生した場合は、市町村、県、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当該サービスによる賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 施設サービス提供記録の保存期間

当施設は、利用者の訪問（介護予防訪問含む）リハビリテーションサービスに関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。また、利用者の開示要請については、原則として応じますが、身元保証人およびその他の者に対しては、利用者の承諾または必要と認められた場合に限り、これに応じます。なお、情報の開示は有料になります。

8. その他

当施設の詳細については、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。

以上、介護老人保健施設白鷹あゆみの園訪問（介護予防訪問含む）リハビリテーションサービス利用にあたり、契約者様、利用者様、身元保証人様に対して契約書及び重要事項につき説明をしました。

令和 年 月 日

当施設担当説明者 _____ ⑩